

# YAMAGUCHI GUARANTEE DISCLOSURE 2018

～ 山口県信用保証協会ディスクロージャー誌 2018 ～



山口県信用保証協会



## 目 次

ごあいさつ	1
1. 山口県信用保証協会の概要	2
2. 信用保証協会の役割	3
3. 平成29年度の主な取組み	4
4. 平成29年度事業報告	8
5. 中期事業計画（平成30年度～平成32年度）、 年度経営計画（平成30年度）	10
6. 信用補完制度について	12
7. 信用保証のご利用について	13
8. 主な保証制度について	15
9. コンプライアンスについて	16
10. 役員一覧	18
11. 組織機構図	19
12. お近くのご相談窓口	20

## ごあいさつ



平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度の山口県の経済は、個人消費が一時期天候不順の影響を受けたものの、輸出や設備投資、鉱工業生産が堅調に推移する等、全体としては緩やかな景気の回復が続いたとされています。しかし、県内中小企業については、資金繰りDI等は年間を通してマイナス圏で推移するなど、依然として厳しい情勢下にあったことが窺えます。

このような中、当協会では、中小企業・小規模事業者の経営の安定と金融の円滑化を図るため、年度経営計画に掲げた重点課題に注力し業務の運営を行いました。

特に、金融機関との連携を強化しながら、中小企業・小規模事業者が抱える課題や多様なニーズに応えるべく、政策保証の推進、創業支援や経営支援等に積極的に取り組んできたところです。

今年度は、信用補完制度の見直しに沿って、金融機関等と一層連携強化し、中小企業の経営実態に即した質の高い保証サービスの提供や保証先企業への実効的な経営支援を進めるなど、信用保証が果たすべき期待と役割にしっかりと応えていかなければならないと考えています。

こうした当協会の業務内容や事業実績、経営方針等をご紹介するために本年度も「山口県信用保証協会ディスクロージャー誌2018」を作成いたしました。本誌を通じてより多くの皆様に、当協会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

山口県信用保証協会は、今年度創立70周年を迎えますが、引き続き中小企業の皆様の「頼りがいのあるパートナーとして地域社会とともに歩む」との基本理念の下、国及び地方公共団体の施策の一翼を担いつつ、「中小企業者等の経営の安定と金融の円滑化」を図っていきけるよう、業務運営を推進してまいりますので、皆様におかれましては、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年8月

会長 上野 清

## 1. 山口県信用保証協会の概要

### プロフィール（平成30年4月1日現在）

根拠法令	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
設立	昭和23年12月15日（設立認可）
基本財産	210億円
保証債務残高	2,063億円
利用企業数	13,234企業
役員数	90名（常勤役員5名、職員85名）
事業所	本店、6支店

### 当協会の歩み

昭和23年12月15日	社団法人山口県信用保証協会設立認可
昭和24年01月14日	社団法人山口県信用保証協会業務開始 （於 旧小郡町下郷1118番地山口銀行小郡支店内）
昭和25年03月23日	財団法人山口県信用保証協会設立認可
昭和25年05月01日	財団法人山口県信用保証協会業務開始
昭和27年10月08日	本所事務所を山口市米屋町へ移転
昭和28年08月10日	信用保証協会法公布・施行
昭和29年03月12日	信用保証協会法による信用保証協会へ組織変更
昭和29年12月01日	下関支所設置
昭和31年04月02日	徳山支所設置
昭和32年10月11日	萩支所設置
昭和34年11月02日	柳井支所設置
昭和34年11月02日	岩国支所設置
昭和35年04月01日	宇部支所設置
昭和40年11月01日	本所事務所を山口市東白石へ移転
昭和53年04月04日	本所事務所を山口市中央四丁目へ移転
平成03年05月20日	徳山支所を徳山市緑町一丁目へ移転
平成13年10月01日	本所・支所を本店・支店に名称変更
平成15年04月21日	徳山支店を周南支店に名称変更
平成18年04月03日	柳井支店を柳井市中央二丁目へ移転
平成19年09月03日	萩支店を萩市大字唐樋町へ移転
今日に至る	

## 2. 信用保証協会の役割

### 信用保証協会とは

信用保証協会は、信用保証協会法に基づく認可法人で、中小企業が、金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的な保証人となって資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

### 山口県信用保証協会基本理念

私たちは  
ゆたかな人間性とあらゆる可能性をもとめ  
あたらしい価値と信用の創造を通じ  
頼りがいのあるパートナーとして  
地域社会とともに歩みます

### 山口県信用保証協会のシンボルマーク

当協会の業務は、人と組織とのコミュニケーションが主題です。この『円滑なコミュニケーション』を表現するために、シンボルマークの形状の基本は楕円形となっています。

三本の斜線は、山口県にゆかりのある毛利藩に伝わる『三矢の教え』にあやかり、『中小企業』を中心に、『金融機関』、『山口県信用保証協会』を表しています。同時に、それはお互いの円滑なコミュニケーションを意味し、さらに未来に向かって飛躍する姿を表現しています。

テーマカラーの『山口県信用保証協会グリーン』は、自然豊かな山口県をイメージし、地域社会に潤いを与え、リフレッシュした爽やかな『山口県信用保証協会』を表現しています。



<山口県信用保証協会本店（5F）・山口営業店（1F）>

### 3. 平成29年度の主な取組み

#### 保証部門

##### 保証利用の推進

全国的に保証利用が減少している中であって、中小企業の経営状況に応じた実効ある金融支援を行うため、協会独自商品である「クオリファイド保証」「スモールビジネス保証」及び「きららサポート保証」をはじめ各保証制度の特性を活かして、タイムリーな資金供給に努めました。

また、地域や企業のニーズに応えるため、5月には、せとうちDMOの取り組みに協調し、瀬戸内海沿岸7県の信用保証協会共同で「ぐるり瀬戸内活性化保証」を創設するとともに、1月には、中小企業者の資金繰りの安定に寄与することを目的とした「短期継続保証制度『れんけい』」の取扱いを開始し、年度末までの3か月間での保証承諾実績は、70件、12億6,300万円となるなど、多様な資金需要に応じてきました。

<短期継続保証制度『れんけい』>



##### 政策保証の推進、保証制度多様化への対応

創業・創業等関連保証や、経営力強化保証、借換保証、NPO法人に対する保証等、国等が進める政策保証等に積極的に取り組みました。

経営者保証に依らない保証については、当協会独自商品で保証人不要のクオリファイド保証を推進し、保証承諾が292件、122億4,223万円の実績となりました。

##### 各種キャンペーンの実施

保証推進キャンペーン「ギャランティ2017」、県下3信用金庫との共同キャンペーンの実施、山口県主催の「やまぐち金融サポート大賞」への協力など、創業等を対象としたキャンペーン等を通じて地方創生のための保証利用の推進を行いました。

<やまぐち金融サポート大賞表彰式>



<県下3信用金庫との共同キャンペーン表彰式>



### 3. 平成29年度の主な取組み

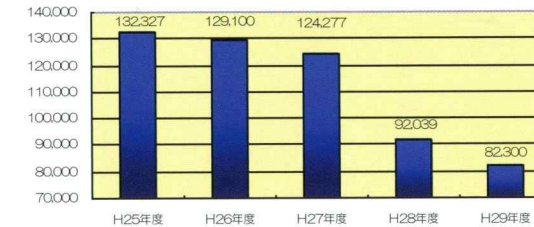
(単位：件、百万円、%)

項目	平成28年度		平成29年度		金額増減	金額前年度比
	件数	金額	件数	金額		
保証承諾	7,367	92,039	6,942	82,300	-9,739	89.4
保証債務残高	24,786	225,218	23,437	206,287	-18,931	91.6

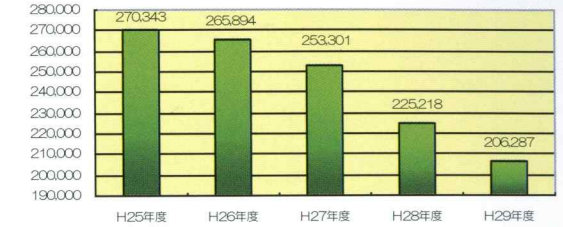
(単位：先、%)

項目	平成28年度	平成29年度	増減	前年度比
保証先数	13,552	13,234	-318	97.7

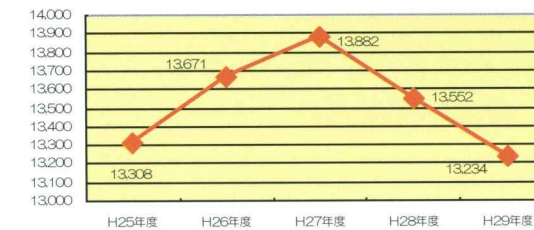
<<保証承諾>>



<<保証債務残高>>



<<保証先数>>



#### 経営支援部門

##### 経営支援の強化、充実

経営支援については、「やまぐち中小企業・小規模事業者経営支援強化事業」は、平成29年度から、事業承継を予定している中小企業や、生産性の向上を目指す中小企業へも対象を拡大し、経営改善等に向け意欲を持っている中小企業を訪問し、各種支援策を紹介するとともに必要に応じて中小企業診断士による経営診断を行いました。合わせて、平成28年度までに経営診断を実施した中小企業に対するフォローアップも開始しました。同事業の企業訪問実績は262件、経営診断受診申込は50件、フォローアップは20件でした。

また、経営改善に意欲のある中小企業への支援に係る経営改善計画策定支援補助事業についても引き続き実施し、利用申請受付が36件、交付実績は累計153件、1,407万円でした。

中小企業者等を直接訪問することによって、中小企業が抱える諸問題を聴取し、必要に応じて診断・助言を行う巡回訪問事業の実績は146企業でした。

また、7月に、やまぐち産業振興財団を事務局とする「山口県事業承継支援ネットワーク会議」が設立され、当協会も構成員として参加しています。

### 3. 平成29年度の主な取組み

#### 経営支援部門

##### 創業支援の強化、充実

やまぐちネットワーク会議等への参加を通じて関係機関との連携を強化するとともに、山口県中小企業支援ネットワークやよろず支援拠点等の各種施策の周知活動を行いました。

また、「創業ガイドブック 夢 サポートガイド」の作成・配布や、商工会議所が主催する創業塾、金融機関が主催する創業セミナー等へ参加するなど中小企業への幅広い創業支援に取り組みました。

<創業ガイドブック 夢 サポートガイド>



#### 回収部門

##### 回収事務の合理化、効率化

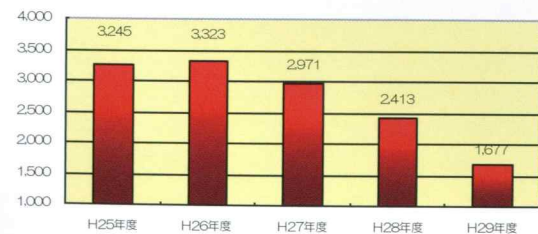
管理業務全般の見直しを行うために平成28年9月に立ち上げた「管理の業務効率化に関する研究会」の答申に基づき、今年度から回収事務の一部を本店管理課へ集約し、回収事務の効率化に取り組みました。

また、要管理債権の適正化に向けて求償権整理を推進しました。営業店担当者のスキルアップのため、管理課の業務を行う実務研修も継続して実施しました。加えて、内部研修に4名、外部研修に1名が参加しました。

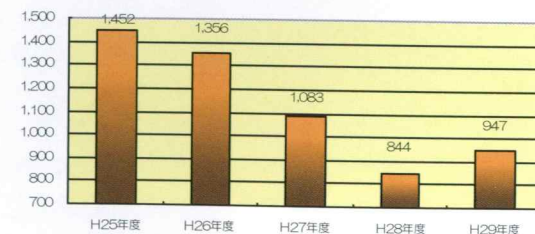
(単位：件、百万円、%)

項目	平成28年度		平成29年度		金額増減	金額前年度比
	件数	金額	件数	金額		
代位弁済	284	2,413	253	1,677	-736	69.5
求償権回収 (元本)	83	844	79	947	103	112.2

《代位弁済》



《求償権回収》



### 3. 平成29年度の主な取組み

#### その他間接部門

##### ビジネスフェア等への出展

平成29年5月17日、山口県国際総合センター海峽メッセ下関で開催された「第10回山口県しんぎん合同ビジネスフェア2017」に当協会を紹介するブースを出展しました。

平成29年10月28日、キリンビバレッジ周南総合スポーツセンターで開催された「やまぐち総合ビジネスメッセ2017」に当協会を紹介するブースを出展しました。

合わせて、経営相談会にも参加しました。



##### 業務体制、事務処理等の改善

3月に立ち上げた「信用補完制度の見直しに向けた検討会」において、全国信用保証協会連合会で検討を進めた信用補完制度具体化プロジェクトへの対応策等の検討を行い、実行しました。

また、計画に従い、上期には統計サーバ等インフラの更改を完了し、下期にもグループウェアサーバやプリンタの更改を実施しました。

##### コンプライアンスに関する取組み

平成29年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンスの推進を図りました。

また、個人情報保護法の改正に伴いコンプライアンス関連規程の改正を行いました。

さらに、全国信用保証協会連合会のデータベースを利用した、反社会的勢力に関する情報を収集するシステムを構築し、10月から運用を開始しました。

# 4. 平成29年度事業報告

## 収支計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

科目	金額
経常収入	2,685,192,941
保証料	1,925,566,297
預け金利息	421,661
有価証券利息配当金	348,928,942
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	18,536,642
事務補助金	223,328,217
責任共有負担金	153,436,000
雑収入	14,975,182
経常支出	2,264,631,428
業務費	1,099,386,930
借入金利息	0
信用保険料	1,147,625,204
責任共有負担金納付金	0
雑支出	17,619,294
経常収支差額	420,561,513
経常外収入	3,308,010,469
償却求償権回収金	114,289,033
責任準備金繰戻入	1,358,172,551
求償権償却準備金戻入	315,850,855
求償権補てん金戻入	1,517,560,611
補助金	0
その他収入	2,137,419
経常外支出	3,249,349,726
求償権償却	1,690,955,563
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	15,570,991
退職金	687,000
責任準備金繰入	1,241,321,325
求償権償却準備金繰入	284,713,152
その他支出	16,101,695
経常外収支差額	58,660,743
制度改革促進基金取崩額	60,796,101
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	540,018,357

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	516,511	基本財産	20,964,232,199
預け金	3,760,492,481	基金	7,101,152,000
金銭信託	0	基金準備金	13,863,080,199
有価証券	30,383,893,400	制度改革促進基金	82,288,611
その他有価証券	6,893,650	収支差額変動準備金	8,615,000,000
動産・不動産	591,935,499	責任準備金	1,241,321,325
損失補償金見返	0	求償権償却準備金	284,713,152
保証債務見返	206,286,637,428	退職給与引当金	919,538,600
求償権	727,844,621	損失補償金	0
譲受債権	0	保証債務	206,286,637,428
雑勘定	729,875,085	求償権補てん金	0
未収利息	73,882,412	借入金	0
未経過保険料	505,781,842	雑勘定	4,094,357,360
その他	150,210,831	未経過保証料	4,038,049,987
		未払保険料	1,372,181
		その他	54,935,192
合計	242,488,088,675	合計	242,488,088,675

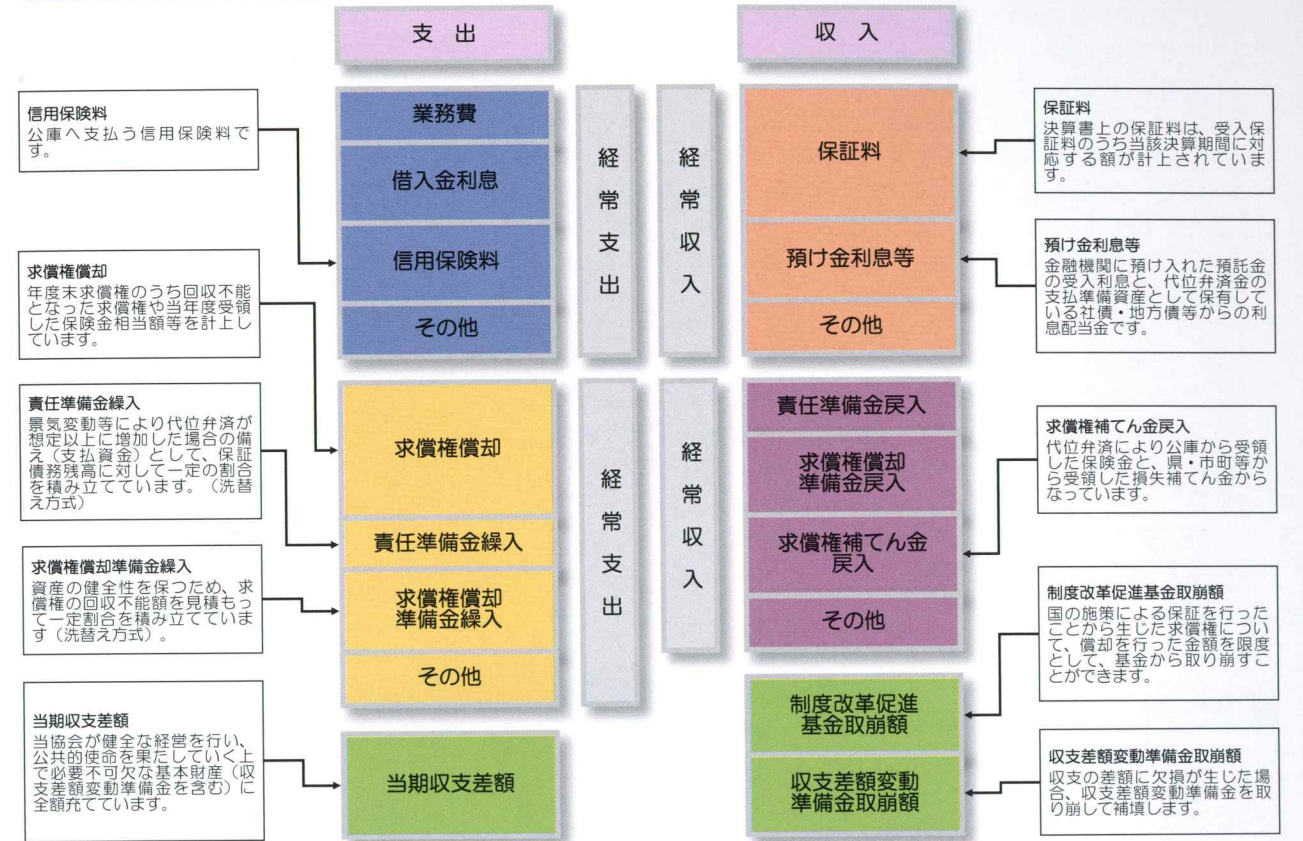
## 財産目録

(平成30年3月31日現在)

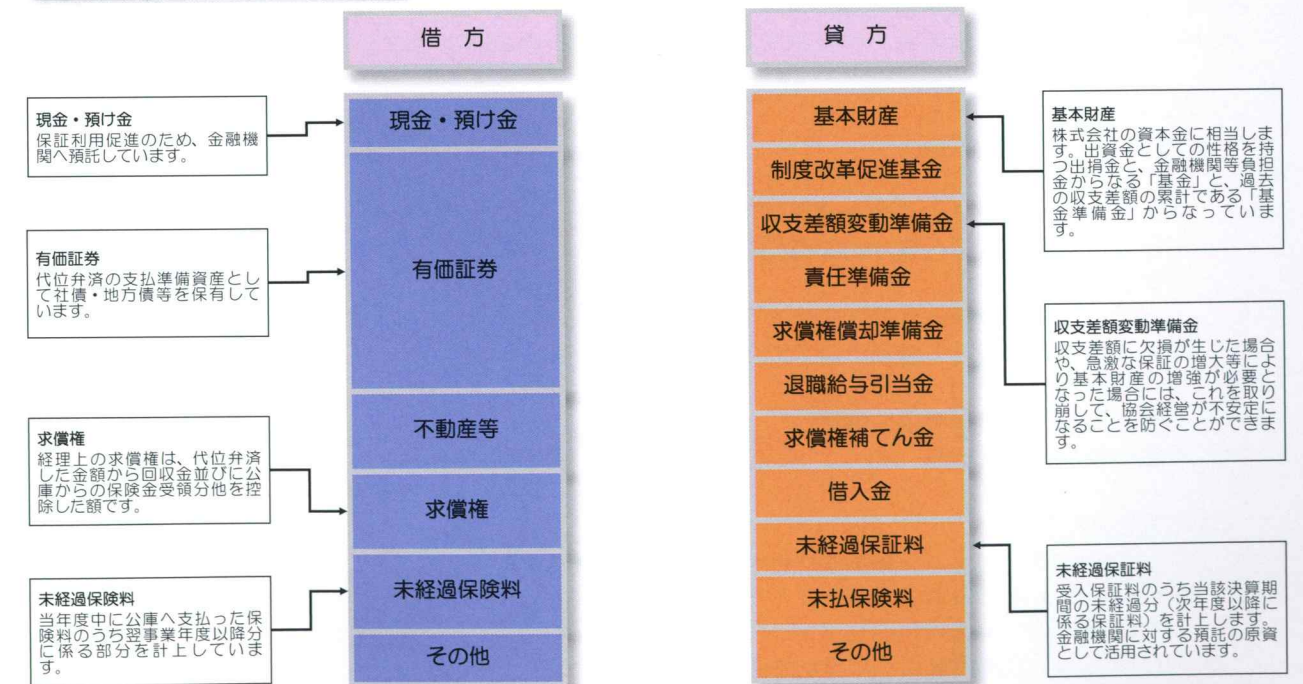
(単位:円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	516,511	責任準備金	1,241,321,325
預け金	3,760,492,481	求償権償却準備金	284,713,152
金銭信託	0	退職給与引当金	919,538,600
有価証券	30,383,893,400	損失補償金	0
その他有価証券	6,893,650	保証債務	206,286,637,428
動産・不動産	591,935,499	求償権補てん金	0
損失補償金見返	0	借入金	0
保証債務見返	206,286,637,428	雑勘定	4,094,357,360
求償権	727,844,621		
譲受債権	0		
雑勘定	729,875,085		
合計	242,488,088,675	合計	212,826,567,865
		正味財産	29,661,520,810

## 収支計算書の用語解説



## 貸借対照表の用語解説



※保証債務見返(借方)と保証債務(貸方)は同額のため、この表からは除いてあります。

## 5. 中期事業計画（平成30年度～平成32年度）、年度経営計画（平成30年度）

### 中期事業計画（平成30年度～平成32年度）

信用保証利用が減少基調にある中、当協会は県内中小企業の「頼りがいのあるパートナー」として、創業や事業承継をはじめ、経営改善、生産性向上、事業再生など、企業のライフステージに応じた的確な支援に取り組み、新たな価値と信用の創造を通して県内中小企業の振興を図り、地域経済の活力ある発展に向けて一層の役割を果たしていきます。

また、平成30年4月から実施される信用補完制度の見直しに沿って、金融機関との一層の連携強化や、協会による保証利用企業への経営支援などの取組も着実に推進します。

併せて、期中管理の徹底や回収業務の効率化等を推進するとともに、人材育成や組織力の強化等を進め、将来にわたっての信用補完制度の安定化に繋がります。

こうした考え方に立ち、平成30年度から平成32年度までの3か年間は、次に掲げる事項について重点的に取り組むこととします。

- 1) 信用保証の一層の推進
- 2) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進
- 3) 中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取組の推進
- 4) 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- 5) 期中管理の徹底
- 6) 効率性を重視した管理・回収の推進
- 7) 組織力向上への取組

### 年度経営計画（平成30年度）

金利情勢等を背景に保証利用の減少が見込まれる中、当協会では、県内中小企業の「頼りがいのあるパートナー」として、企業の多様な資金需要に対応したきめ細やかな信用供与等を通じ、中小企業の一層の振興を図り、地域経済の更なる発展に貢献できるよう、3か年の中期事業計画に基づき、重点的に業務の推進に取り組むこととしています。

その初年度となる平成30年度においては、信用補完制度の見直しに沿って、金融機関等と一層連携強化し、中小企業の経営実態に即した質の高い保証サービスの提供や保証先企業への実効的な経営支援を進めるなど、信用保証が果たすべき期待と役割にしっかりと応えられるよう、次の重点課題の解決に向けて全力で取り組み、中期事業計画達成への確かな道筋をつけていきます。

#### 【保証部門】

- ①信用保証の一層の推進
  - <各ステージに応じたきめ細やかな支援>
  - <創業や小規模事業者への支援強化>
  - <経営改善を要する企業への重点的な支援>
  - <政策保証の推進>
  - <効果的な情報発信と利便性の向上>
- ②中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進
  - <金融機関との信用リスク分担>
  - <金融機関との連携体制の構築>
  - <金融機関紹介取組>

#### 【期中管理部門】

- ①中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取組の推進
  - <経営支援・事業再生の促進>
  - <関係機関との連携体制の強化>
- ②地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
  - <地域経済活性化への取組>
  - <地域ファンドへの出資等>
- ③期中管理の徹底

- <適切な管理方針の策定>
- <審査部門へのフィードバック>

#### 【回収部門】

- ①効率性を重視した管理回収の推進
  - <早期対応による回収の最大化>
  - <効率性重視の回収の推進>
  - <事業再生を考慮した回収への対応>
  - <回収事務の見直し>

#### 【その他間接部門】

- ①組織力向上への取組
  - <業務体制、事務処理の改善>
  - <人材の育成>
  - <広報活動の推進>
- ②コンプライアンスに関する取組
  - <個人情報保護に関する取組>
  - <法令遵守への取組>
  - <反社会的勢力への対応>
  - <ガバナンスの維持>

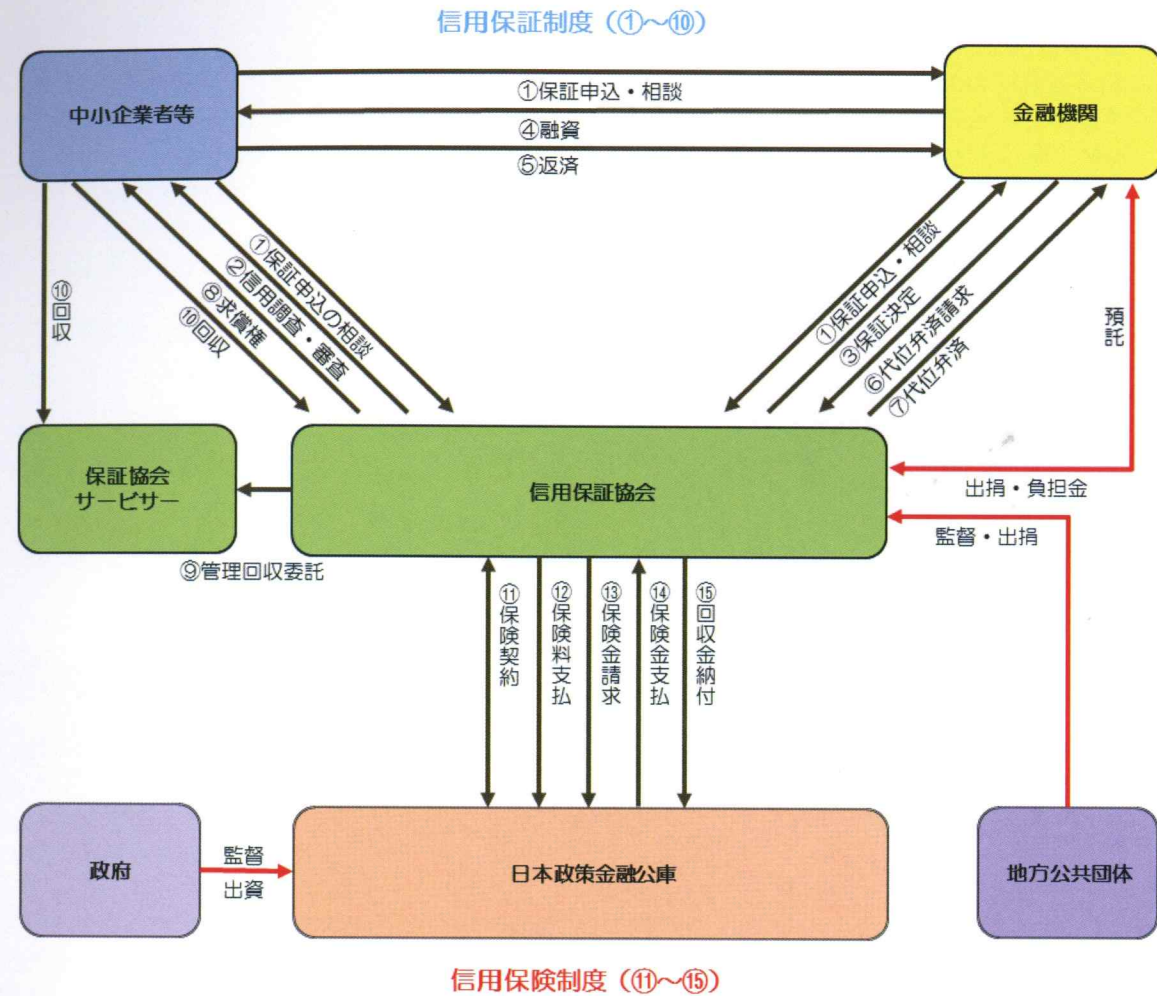
平成30年度の保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

（単位：百万円、％）

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	80,000	88.9	100.0
保証債務残高	198,000	97.1	96.6
保証債務平均残高	200,000	88.5	93.9
代位弁済	2,900	64.4	170.6
実際回収	850	100.0	85.9
求償権残高	1,130	79.9	147.5

## 6. 信用補完制度について

中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称が「信用補完制度」です。



- ① 中小企業者等は、信用保証協会又は金融機関に、保証申込に係る相談をすることができます。具体的な保証申込は、金融機関を通じて行います。
- ② 信用保証協会は、保証申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行います。
- ③ 信用保証協会は、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等に融資を行います。
- ⑤ 中小企業者等は、融資の条件に従って金融機関に返済を行います。
- ⑥ 金融機関は、中小企業者等が何らかの理由により、借入金の全部又は一部の返済ができなくなったときは、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者等に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権を取得します。
- ⑨ 信用保証協会は、以後、取得した求償権に基づいて債権の回収を行います。
- ⑩ 信用保証協会が有する求償権の一部は保証協会債権回収㈱（通称：保証協会サービサー）に管理回収業務を委託しています。
- ⑪ 公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき公庫は信用保証協会に対して保険を引き受けます。
- ⑫ 信用保証協会は、公庫に信用保険料を支払います。
- ⑬ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、公庫に保険金の請求を行います。
- ⑭ 公庫は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額のおよそ70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑮ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

## 7. 信用保証のご利用について

### 信用保証の対象となる方

■県内に営業所又は事業所を有し、事業を行っている中小企業者等で、資本金又は常時使用する従業員のいずれかが、次の条件を満たす方が信用保証の対象となります。ただし、制度保証によっては定められた業歴等、一定の要件が必要となります。

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする	法人	300人以下
	個人	100人以下

■次の政令指定業種については以下のとおりとなります。

業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	1億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

■地域社会において特定非営利活動法人（NPO法人）が存在感を増していることから、特定非営利活動法人（NPO法人）も信用保証の対象となります。ただし、一部対象とならない制度等もございます。

■原則として、農業、林業、漁業、金融保険業は対象外となります。

■次の事例に該当する方は原則としてご利用いただけません。詳しくは各営業店へご照会ください。

- ・銀行取引停止処分を受けて2年を経過していない方、第一回目の不渡り後6か月を経過していない方。
- ・協会の求償債務が残っている方又はその関係人（保証人、事業承継者等）の方。
- ・借入金について延滞等の債務不履行がある方及びその保証人の方。
- ・金融斡旋屋等の第三者又は暴力団関係者が介在する方。
- ・許認可等の取得が必要な業種で、許認可等を取得されていない方。
- ・暴力団関係者等の反社会的勢力の方。
- ・その他当協会を利用することにふさわしくない事由があると判断した方。

### 保証限度額

個人・法人	2億8,000万円（無担保8,000万円を含む）
組合	4億8,000万円（無担保8,000万円を含む）

■国の施策による特別な資金を対象にした保証については、各制度ごとに別枠で限度額が定められています。



## 7. 信用保証のご利用について

### 資金使途

- 事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られており、次のような資金は対象となりません。
  - ①生活資金、消費資金、住宅資金、投機資金
  - ②転貸資金（組合転貸貸付を除く。）
  - ③金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金（協会が認めた場合を除く。）

### 保証期間

一般保証	15年以内
協会制度保証、県・市町制度保証等	各制度の定めによります

### 連帯保証人

- 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

### 担保

- 必要に応じて、不動産又は有価証券等を提供していただきます。

### 責任共有制度

- 責任共有制度は信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の支援を行うための制度です。
- 責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱は、そのいずれかになります。（一部制度は除きます。）
  - 【部分保証方式】お借入金額の80%を信用保証協会が保証します。
  - 【負担金方式】金融機関には、信用保証の利用状況に応じて部分保証と同等の負担が生じます。
- 原則としてすべての保証が、責任共有制度の対象となりますが、経営安定関連保険1～4・6号に係る保証、創業・創業等関連保険に係る保証、小口零細企業保証制度等、一部保証制度は対象外となります。

### 信用保証料

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

## 8. 主な保証制度について

### 全国共通の保証制度

保証制度名	概要	保証限度額	保証期間
事業者カードローン 当座貸越根保証	一定の極度額及び期間内にカード等を使用して発生する当座貸越債務に対して行う保証	100万円以上2,000万円	1年もしくは2年
当座貸越（貸付専用型） 根保証	一定の極度額及び期間内に発生する当座貸越債務に対して行う保証	100万円以上2億8,000万円	1年もしくは2年
長期経営資金 （やくしん）	長期の運転資金及び設備資金について行う保証	2,000万円以上2億円	5年以上20年以内
特定社債保証	株式会社が、自社の発行する社債（私募債）で資金調達する際に行う保証	4億5,000万円【総額の80%】	2年以上7年以内
流動資産担保融資保証 （ABL保証）	中小企業が有する流動資産（売掛債権・棚卸資産）を担保とした融資に対する保証	2億円【総額の80%】	1年以内
ネクストステージ保証 （財務要件型 無保証人保証制度）	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資及び事業拡大を促すことを目的とした保証	普通保険に係る保証 2億円（組合等4億円） 無担保保険に係る保証 8,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 運設 10年以内

### 当協会独自の保証制度

保証制度名	概要	保証限度額	保証期間
きららサポート保証	信用保険対象業種を6か月以上行い、一定の要件を備える中小企業等に対して行う保証	5,000万円 （うち特別枠2,000万円）	7年以内
スモールビジネス保証	信用保険対象業種を6か月以上行い、一定の要件を備える個人及び会社に対して行う保証	5,000万円	5年以内
クオリファイド保証	当協会の定める資格要件を有する信用力の高い法人に対し、融資を円滑かつ簡易・迅速に行うことにより、一層の事業発展に資することを目的とした保証	2億円	5年以内
短期継続保証制度 「れんけい」	取引金融機関ならびに信用保証協会が定期的に業況把握を行いながら、安定的・継続的に短期資金を支援することを通じて、当該中小企業者の資金繰りの安定に寄与することを目的とした保証	5,000万円	12か月
未来維新保証	金融機関と山口県信用保証協会が連携して、事業継続に意欲を持っている中小企業者等の資金繰りの安定を図るとともに、モニタリングを通じて経営の改善をサポートすることをもって、地方創生の一助とすることを目的とした保証	1億円 ※残額設定可（残額設定額は保証金額の1/2を限度とする）	7年以内

## 9. コンプライアンスについて

現在、当協会には、ますます複雑多岐になっている業務を正確に処理し、円滑に業務を遂行していくための基本的な考えや遵守すべき事項、並びに、リスクの発生を抑制することへの対応等、高いコンプライアンス意識に基づいた行動が求められています。

そこで、当協会では以下のようなコンプライアンス体制の整備を進めるとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任を十分認識し、信用保証協会の機能を発揮し、中小企業の金融の円滑化に努めるとともに、地域社会の発展に貢献していくため、誠実かつ公正な業務の遂行を心がけています。

### 信用保証協会倫理憲章

#### 【信用保証協会の公共性と社会的責任】

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

#### 【質の高い信用保証サービス】

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

#### 【法令やルールの厳格な遵守】

あらゆる法令やルールを厳格に順守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

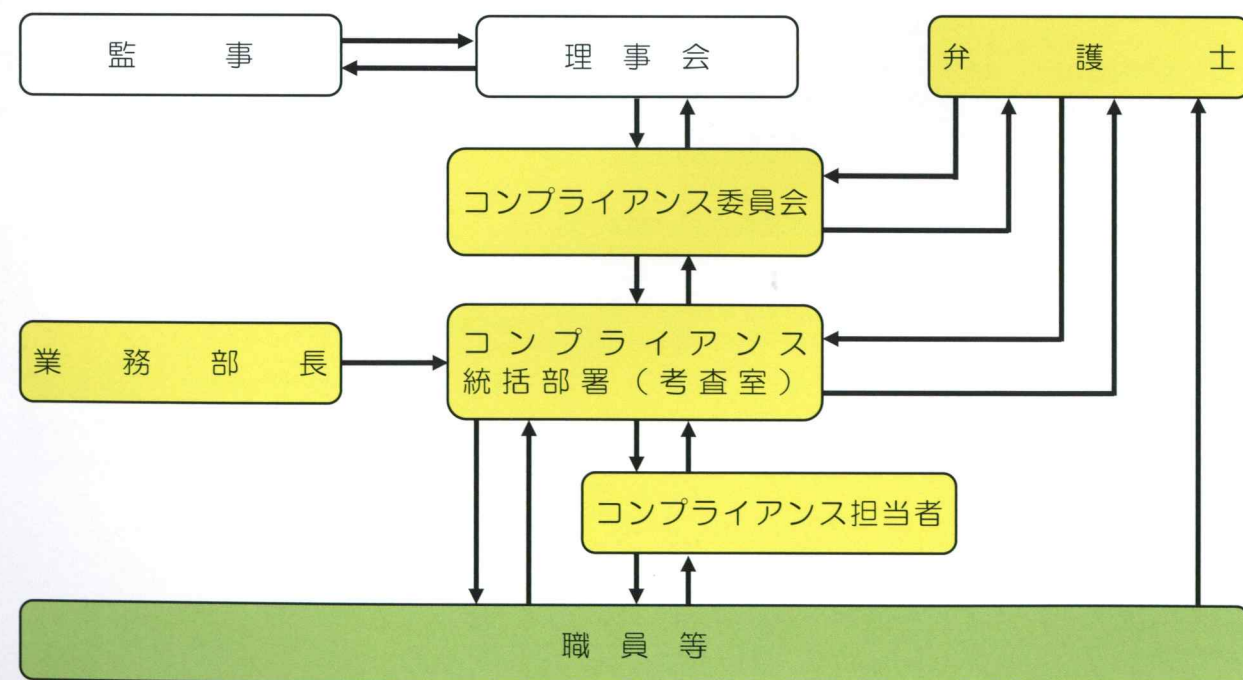
#### 【反社会的勢力との対決】

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

#### 【地域社会に対する貢献】

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

### コンプライアンス組織体制



## 個人情報保護宣言

### 個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

平成17年4月1日制定  
平成29年7月1日改正

山口県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

#### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

#### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

#### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

#### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

#### (5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

#### (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めすることができます。
- 請求の方法は当協会窓口（または当協会ホームページ）に備置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口（または当協会ホームページ）に持参または郵送ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1回の申請ごとに500円）をいただきます。

#### (7) 保有個人データの訂正・削除・利用停止・第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除をいたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報の保護に関する法律第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6) (7) の具体的な手続につきましては、当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3) 「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

#### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

#### (9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

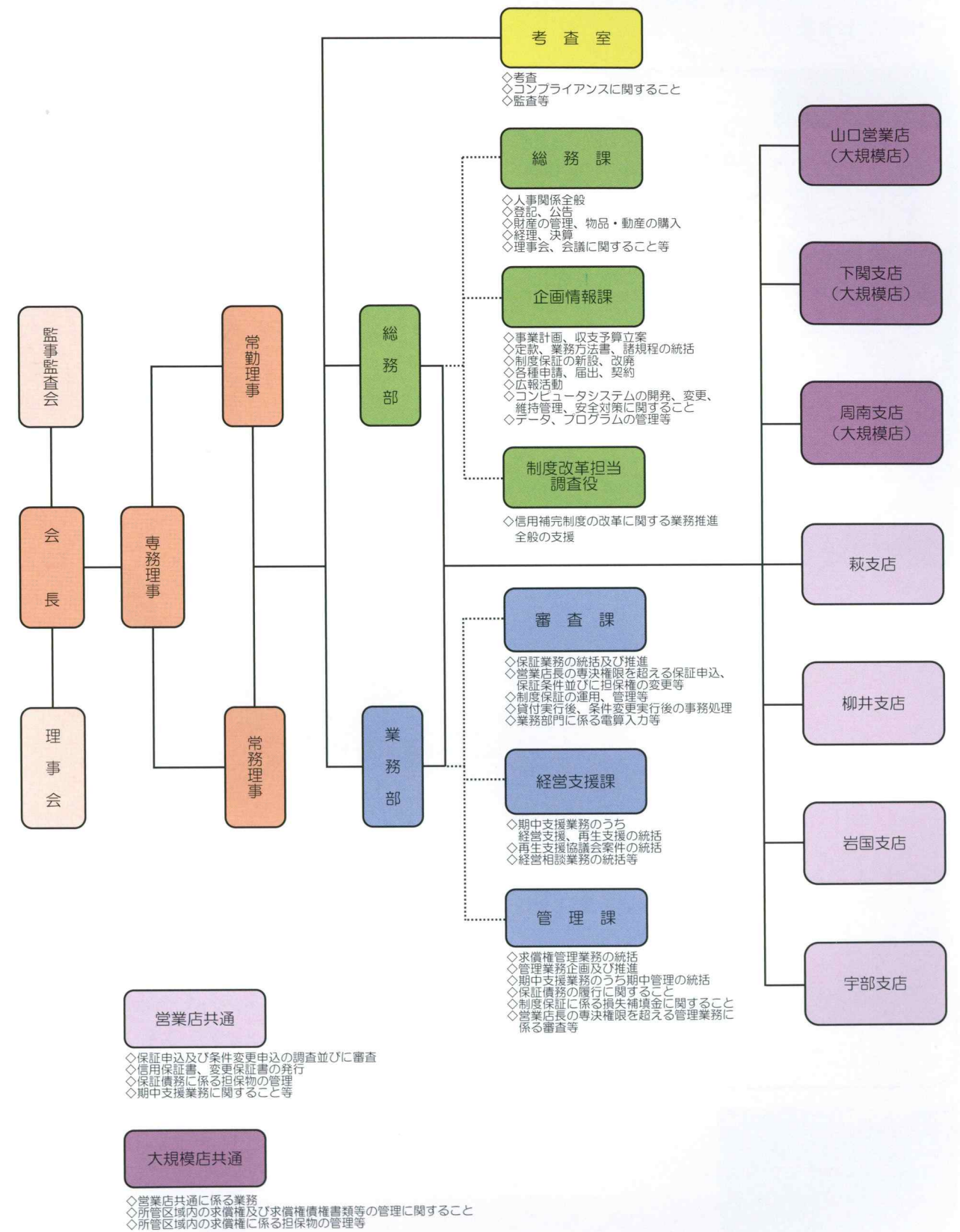
住所 山口市中央四丁目5番16号  
電話番号 083-921-3090  
部署名 山口県信用保証協会 本店  
総務部 総務課（統括部署）

10. 役員一覧 (平成30年6月1日現在)

役職名	氏名	備考
会長	上野 清	常勤 (山口県総合企画部長)
専務理事	今田 武男	常勤 (山口県信用保証協会総務部長)
常務理事	藤山 裕之	常勤 (山口県信用保証協会業務部長)
常勤理事	新谷 卓也	常勤 (山口県信用保証協会総務部長)
理事	曾田 聡	非常勤 山口県議会商工観光委員会委員長
理事	市川 熙	非常勤 光市長
理事	山田 健一	非常勤 平生町長
理事	吉村 猛	非常勤 山口銀行取締役頭取
理事	平岡 英雄	非常勤 西京銀行取締役頭取
理事	川上 康男	非常勤 山口県商工会議所連合会会頭
理事	藤村 利夫	非常勤 山口県商工会連合会会長
理事	小田村 哲	非常勤 萩山口信用金庫理事長
理事	和田 卓也	非常勤 山口県中小企業団体中央会会長
理事	原田 勉	非常勤 山口銀行専務取締役山口支店長
理事	河内 尊教	非常勤 商工組合中央金庫下関支店長
常勤監事	豊嶋 和博	常勤 (山口県会計管理局長)
監事	森永 敏夫	非常勤 森永公認会計士事務所長
監事	鶴 義勝	非常勤 弁護士法人鶴法律事務所長

注：備考欄中の（ ）内は前職を記載。

11. 組織機構図 (平成30年4月1日現在)



## 12. お近くのご相談窓口

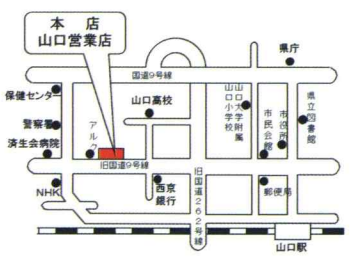
お客様のご住所により、所管区域は次のとおりとなっております。  
市町村の合併に伴い、当協会所管区域が変更になった場合も、当分の間、従来の所管区域でのご利用が出来ます。

本店

〒753-0074  
山口市中央四丁目5番16号  
山口県商工会館5階  
TEL:083-921-3090  
FAX:083-921-2055

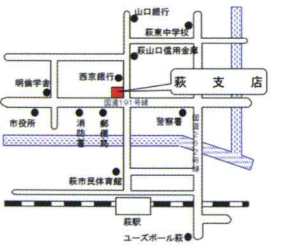
山口営業店

山口県商工会館1階  
TEL:083-921-3091  
FAX:083-923-2900



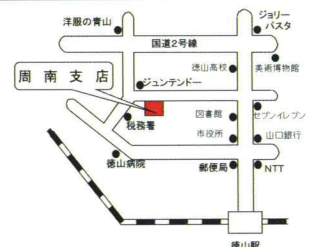
萩支店

〒758-0044  
萩市大字唐橋町50番地  
TEL:0838-25-2010  
FAX:0838-26-1373



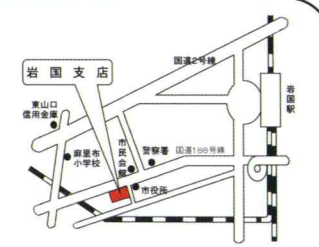
周南支店

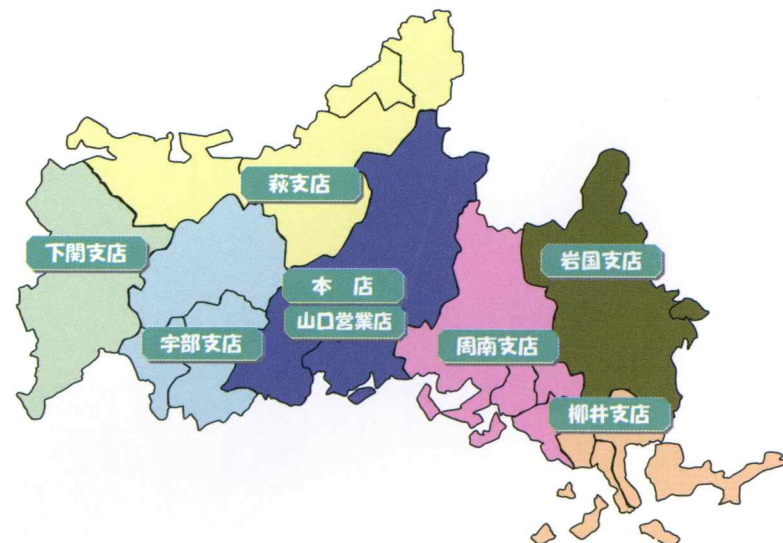
〒745-0075  
周南市緑町一丁目75番2  
TEL:0834-31-5060  
FAX:0834-22-1543



岩国支店

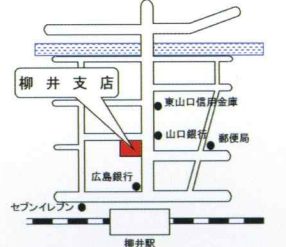
〒740-0017  
岩国市今津町一丁目18番1号  
岩国商工会館3階  
TEL:0827-21-5125  
FAX:0827-22-0659





柳井支店

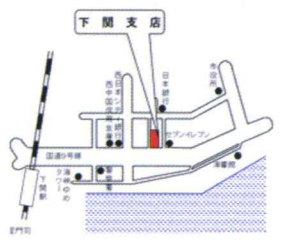
〒742-0035  
柳井市中央二丁目15番1号  
柳井市商工会館2階  
TEL:0820-22-0560  
FAX:0820-22-9050





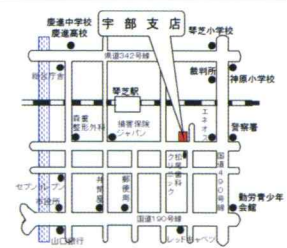
下関支店

〒750-0014  
下関市岬之町8番11号  
TEL:083-223-6231  
FAX:083-235-0222



宇部支店

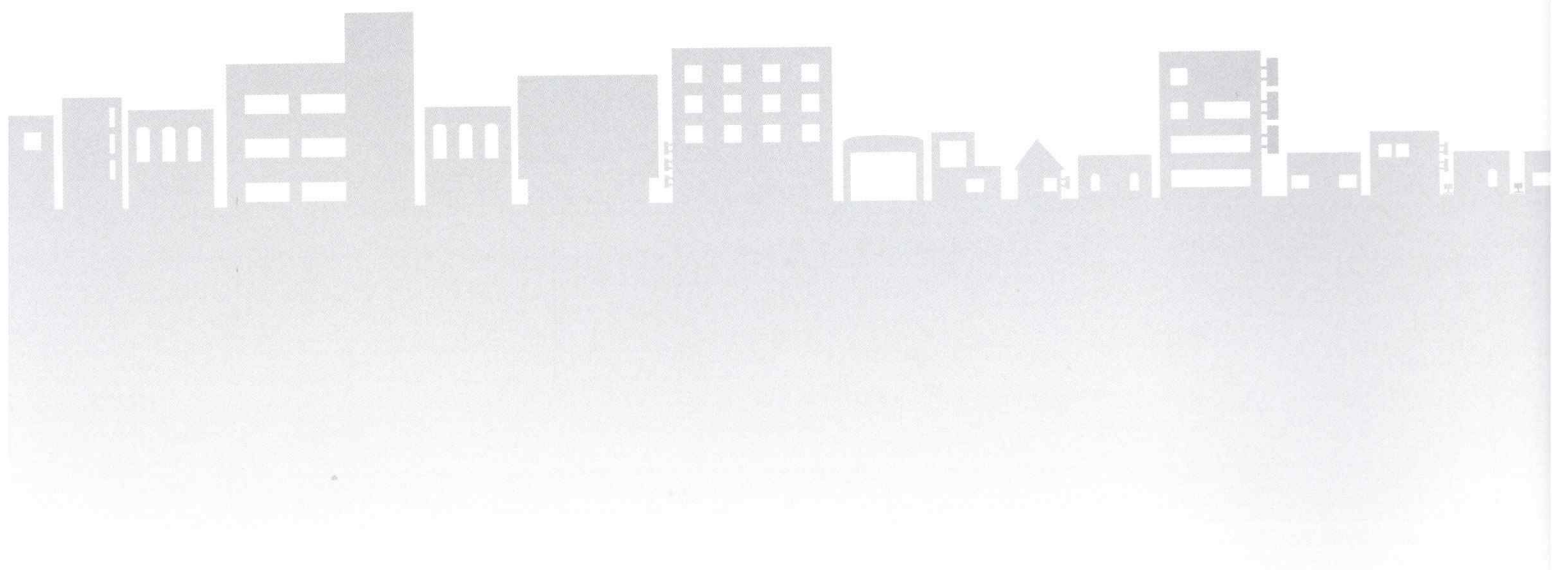
〒755-0032  
宇部市寿町三丁目4番21号  
TEL:0836-21-7361  
FAX:0836-21-8571





部署名	信用保証業務所管区域	求償権管理業務所管区域
山口営業店	山口市、防府市	山口市、宇部市、萩市、防府市、山陽小野田市、長門市、美祿市、阿武町
下関支店	下関市	下関市
周南支店	周南市、下松市、光市	周南市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
萩支店	萩市、長門市、阿武町	
柳井支店	柳井市、上関町、田布施町、平生町、周防大島町	
岩国支店	岩国市、和木町	
宇部支店	宇部市、山陽小野田市、美祿市	

部署名	人数	部署名	人数	部署名	人数
本店	34名	萩支店	4名	出向	2名
山口営業店	10名	柳井支店	4名	合計	85名
下関支店	10名	岩国支店	4名		
周南支店	10名	宇部支店	7名		



## 山口県信用保証協会

〒753-0074 山口市中央四丁目5番16号  
TEL : 083-921-3090 FAX : 083-921-2055  
<http://www.yamaguchi-cgc.or.jp/>